

## 災害時における妊産婦等の応急救護活動並びに母子等の支援に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県助産師会（以下「乙」という。）は、浦安市において災害が発生した場合における妊産婦等の応急救護活動並びに母子等の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、浦安市地域防災計画に基づき、甲が行う妊産婦等の応急救護活動並びに母子等の支援に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、浦安市において災害が発生した場合に浦安市地域防災計画に基づく応急救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し妊産婦等の応急救護活動並びに母子等の支援に協力を要請するものとする。

2 乙は前項の定めにより甲から妊産婦等の応急救護活動並びに母子等の支援要請を受けた場合は、救護所又は甲の指定する場所に派遣するものとする。

（妊産婦等の応急救護活動に関する指令）

第3条 妊産婦等の応急救護活動並びに母子等の支援に関する指令は、乙の会長がこれを行うものとする。

（業務内容）

第4条 応急救護班と調整を図りながら、甲が乙に対し協力要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）救護所における妊産婦及び新生児に対する応急手当
- （2）避難所における妊産婦及び新生児に対する健康管理
- （3）被災した（滞留者を含む）した母子等への相談と支援
- （4）その他前号の業務に付随する業務

（費用弁償、災害補償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が応急救護活動を実施した場合における次の費用は、甲が負担するものとする。

- （1）救護所や避難所への派遣に要する費用
  - （2）救護所や避難所の医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は千葉県市町村非常勤職員公務災害補償等に関する条例（昭和44年千葉県市町村総合事務組合条例第14号）による甲が行う災害補償を行うものとする。
- 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、あらかじめ甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日とする。

2 前項の有効期限が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれか一方から書面をもって更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定はさらに1年間更新され、それ以後もまた同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年10月15日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号

浦安市

浦安市長 松崎 秀樹

乙 千葉県柏市あけぼの三丁目9番22号

一般社団法人千葉県助産師会

会 長 足立 千賀子